

令和3年度 第3回清瀬市廃棄物減量等推進審議会（要旨）

日 時：令和3年11月22日（月） 午前10時～

場 所：清瀬市役所2F 市民協働ルーム

出席委員 馬場会長、尾崎副会長、芦澤委員、金子委員、加藤委員、
横山委員、小畑委員、大槻委員、織田委員、恩田委員（10名）

欠席委員 有戸委員、小糸委員、阿久津委員（3名）

会議次第

1. 開 会
2. 事務局から報告
3. 議 事
 - (1) 令和3年度第2回廃棄物減量等推進審議会議事録（要旨）について
 - (2) 一般廃棄物処理基本計画（素案）について
 - (3) 災害廃棄物処理計画（素案）について
 - (4) その他
4. 閉 会

配布資料

- ・ 資料1 一般廃棄物処理基本計画（素案）
- ・ 資料2 災害廃棄物処理計画（素案）
- ・ 令和3年度第2回廃棄物減量等推進審議会議事録（要旨）

審議経過

1 開会

2 事務局から報告

事務局より配布資料についての確認。

3 議事

(1) 令和3年度第2回廃棄物減量等推進審議会議事録（要旨）について

【事務局】

令和3年度第2回廃棄物減量等推進審議会議事録（要旨）について説明。

議事録の事前送付ができなかったため、11月26日（金）までご意見を受け付け、反映したのものをもって、承認とさせていただきます。

【会長】

現段階では異議などはありませんので、今後ご意見がございましたら11月26日（金）までに事務局へご連絡ください。

(2) 一般廃棄物処理基本計画（素案）について

【事務局】

資料1 『一般廃棄物処理基本計画（素案）』にもとづき、第2回審議会から変更した下記の内容を説明。

- ① 国の動向
- ② 廃棄物発生量の推計
- ③ 目標の設定
- ④ 目標を達成する場合の廃棄物量の予測

【会長】

事務局より説明がありました。何かご意見等のある方はいらっしゃいますか。

【委員】

計画に示されている施策を実行して目標を達成できるのか疑問に感じます。施策を実行した際には具体的な減量効果等をお示しいただきたいです。私は特に「市民との協働」として、普段から市民と協働して行っていくこと、「他自治体との協力」として、他自治体の良い施策を取り入れていくことが重要であると思います。

【事務局】

「市民との協働」の一例として、清瀬市では、子供たちが作成したごみ減量についての取り組みのまとめを市に提供していただき、それを市報や市HPでPRする、という取り組みを行っています。

また、「他自治体との協力」としては、本市、西東京市、東久留米市及び柳泉園組合の3市1組合で、分別をどのように徹底していただくか等について検討していきたいと思います。

【委員】

清瀬市には比較的自然が多いため、枯れ葉や枝木といった自然に関連するごみも多いように思います。こういった地域特性に応じたごみに対する対策も重要であると思います。

【委員】

柳泉園組合や二ツ塚処分場の見学もぜひ再開していただきたいです。見学を行うことにより、市民の方々のごみ減量に対する意識も向上すると思われれます。

【事務局】

大人数が集まる見学についてはコロナの影響により開催が難しい状態にありました。コロナの影響が落ち着き次第、ごみ減量についての勉強会や少人数での施設見学の再開を検討しています。

【委員】

現在、清瀬市では家庭ごみについて戸別収集を実施していますが、近隣自治体と比較して資源化率が低いのが現状です。これは資源ごみの収集方法がステーション方式であることにより、資源ごみが持ち去られていることが大きな要因だと思います。近隣市は資源ごみも戸別収集となっているため、持ち去り業者も清瀬市に集中していることが予想されます。そういったことから、今後資源ごみの収集方法を戸別収集へ切り替える予定はありますか。

【事務局】

資源ごみの収集方法については今後の検討事項とさせていただきます。

資源ごみの持ち去りについては、パトロールの強化により対応しております。最近では、住民の方から不審なワンボックスカーの情報も提供されており、今後もパトロールのさらなる強化について検討していきます。

【委員】

計画に示されている施策をしっかりと実行していただきたいと思っています。そのために市のごみ減量に対する姿勢を市民に示すことが必要であると思います。具体的な施策を市民に示すことにより、市民のごみ減量に対する意識も変化すると考えています。

【事務局】

現在、市では柳泉園組合、二ツ塚処分場等の施設見学の再開を検討しています。こ

れにより、見学者のごみに対する意識向上を図れると考えています。

また、市職員が直接市民の方々に分別方法を教える出前講座も再開を検討しております。

以上の取り組みだけではなく、p60 以降に記載している施策を 15 年かけてしっかりと実施していく予定です。

【委員】

他自治体の取り組みとしては鹿児島県大崎町が挙げられます。大崎町ではリサイクル率が 80%を超えており、分別品目は 30 種類近くにも及びます。人口規模等の問題から清瀬市でここまでの分別をすることは難しいと思われませんが、分別の徹底をするための大崎町の発信力・連携力というのは参考になるのではないのでしょうか。情報を発信するためのルートの確保も重要になると思います。

現在清瀬市では警告シールを貼るなどして分別指導を行っていますが、施策の進捗状況の確認については、4 か月程度に 1 度、施策の効果を判定する等により、PDCA サイクルを回すことも重要であると思います。

【委員】

警告シールを貼る際に、なぜシールが貼られ、収集がされなかったのか、貼られた側はわからないと思うので、貼られた理由を記載することはできないのでしょうか。

【委員】

全ての警告シールに詳細な理由を書くと、時間内に市内全域の収集を行うことが現状困難です。その為、大まかな理由をあらかじめシールに印刷し、それにチェックを入れるという形で現在対応していると聞いております。

しかし警告シールを貼られても確認をせず、収集が行われるまでごみを放置するケースというものがあります。これを防ぐためにも、ごみ減量についての教育、指導も必要ではないかと思えます。

【事務局】

警告シール記載の項目については随時内容確認を行っています。シールが貼られた理由を市に問い合わせただけの一方で、お話いただいたようにシールを意図的に無視する人もいるのが現状です。アプリや市報による分別方法の周知だけではなく、対面による指導も引き続き実施していく予定です。

【委員】

複数ページある分別マニュアルだけではなく、手軽に参照が可能な 1 枚もので分別方法が分かるものがあったらよいのではないのでしょうか。

【事務局】

手軽に参照が可能な周知媒体として、現在、ごみ・資源物収集カレンダーを用意し

ています。カレンダーでは、絵を記載するなどの工夫をし、見やすいものとなるよう努力をしていますが、更新の際に更なる検討を行います。なお現状でも、こちらのごみ・資源物収集カレンダーについては、見やすいという意見を市民の方から多数いただいております。

【委員】

指定収集袋に排出してはいけないごみの種類を記載する等の工夫も効果があるのではないのでしょうか。

【事務局】

令和2年に実施した価格改定の際に指定収集袋のデザインも変更し、指定収集袋に注意事項の文言を記載しました。これにより、分別はしやすくなったのではないかと考えています。

【委員】

他市の事例や、様々な世代の市民の意見を取り入れながら計画を策定するようなシステムを作っていただきたいと思います。

【事務局】

他市とは積極的に連携を取りながら、情報を収集したいと思います。

また、ごみ分別マニュアル等についてもいくつか意見を頂戴していますので、そういった意見を取り入れながらよりよいシステムを作っていきたいと考えております。

【会長】

本年度の審議会の協議内容が途絶されることがないように、本年度の審議会の議事録を次年度以降の審議会の参考となるよう残すことは重要であると思います。

【委員】

資源物の戸別収集を行う予定はありますか。

【事務局】

資源物の戸別収集については今後の検討案件として上がっております。

【委員】

戸別収集を実行したことによる効果、課題等あれば教えていただきたいです。

【事務局】

戸別収集については、実施前は反対意見も見られましたが、実施後は概ね好評であると受け止めています。また、不法投棄が減少致しました。

課題としては、戸別収集実施後もステーションにごみが排出されるケースがあり、

戸別収集を実施したことの周知不足が挙げられます。

【委員】

収集業者にとっては、戸別収集で各家庭を回るため、収集時間や収集ルートが増え、車両や人員を増やす必要があったのが課題でした。

一方で、収集の際に各家庭とコミュニケーションを取れるようになったため、高齢者の方々の安否確認や分別の指導等が可能となりました。こういった点は戸別収集を実施した効果だと思われます。

戸別収集については、収集ルートの効率化だけでなく、パッカー車から排出される二酸化炭素排出量削減など多角的に評価をする必要があります。

(3) 災害廃棄物処理計画（素案）について

【事務局】

資料 2 『災害廃棄物処理計画（素案）』にもとづき、第 2 回審議会から変更した下記の内容を説明。

- ① 組織体制・指揮命令系統
- ② 広域処理の連携

【会長】

事務局より説明がありました。何かご意見等のある方はいらっしゃいますか。

【委員】

清瀬市は、災害時のごみ処理に係る協定を近隣自治体と結んでいるのでしょうか。

【事務局】

清瀬市が国、都、他自治体と結んでいる災害時のごみ処理に係る協定を p14、15 に示しています。災害の被害が広範囲にわたる場合には、近隣自治体だけではなく、国や都に支援を要請することが考えられます。

【委員】

地震により廃屋が倒壊し、周囲に危険を及ぼすということは考えられないでしょうか。危険な箇所は把握されているのでしょうか。

【事務局】

倒壊した廃屋の扱いについては防災防犯課の所管となります。本計画は災害時のごみの処理方針を示すもので、清瀬市地域防災計画に準じる形となります。

【委員】

以前、水道管の破損によって自宅が浸水し不燃ごみや粗大ごみを大量に処分した際に、管理者の補償があったため処理料金が自己負担ではありませんでした。災害により家庭から大量にごみが発生した場合、処理料金は市などに負担していただけるのでしょうか。

【事務局】

災害で発生したごみについては、災害証明を出していただくことにより減免対象となります。

平時に引っ越し等により大量にごみが発生した場合については、処理料金は自己負担となります。

【会長】

所有者不明の廃屋の倒壊により発生したごみは、市が撤去することは可能なのでしょうか。

【事務局】

発生したごみが、公道や公有地の障害となる場合には市による撤去が可能となります。一方で、私有地内に発生した場合には市による撤去が難しいと考えられます。

【会長】

今後、所有者不明の廃屋の倒壊により私有地内でごみが発生した場合の行政の対応についての検討が必要であると思われます。

【委員】

計画では最大 11 万 t の災害廃棄物が発生するとされていますが、発生したごみはどのように処理するのでしょうか。

【事務局】

発生した 11 万 t の災害廃棄物を一度に処理することは難しいと思われます。したがって、仮置場に一度保管し、柳泉園組合の施設の稼働状況等を見ながら、随時運搬・搬入する予定です。柳泉園組合の施設での処理のみでは困難な場合は、国や都に支援要請を行います。

【委員】

高齢者の方など自力で廃棄物を運搬できない場合はどうするのでしょうか。また、運搬・搬入の車両が渋滞を起こすことがあるのではないのでしょうか。

【事務局】

収集業者や柳泉園組合との連携に加え、p15、16 に示している他自治体や民間団体

等との協定を活用します。市内のどこにごみが発生しているのか等の情報を収集し、ごみが収集されない地域が発生しないよう、円滑に運搬・搬入を行う予定です。また、他自治体や民間団体等との協定では対応しきれない場合、国や都に支援要請をすることが考えられます。

また、円滑な運搬を行うためにも、発災後に許可なく家庭からごみを排出されるのではなく、日常的に発生する生活ごみは平時と同様に収集・運搬し、災害によって発生したがれき等の災害廃棄物は別途収集・運搬できるよう、市民の皆様に排出をお願いいたします。

【委員】

清瀬市の仮置場候補地は既に決められているのでしょうか。

【事務局】

候補地の検討は行っていますが、具体的な場所を明示することは難しいと思われま
す。発災後に候補地の状況や周辺環境を調査し、最終的に設置することを考えていま
す。

【委員】

仮置場として学校のグラウンド等の利用も考えているのであれば、学校との協定も
必要になってくるのではないのでしょうか。

【事務局】

仮置場については、仮置場としての利用が終了した後、再び従来通りの利用をする
ための原状復旧が必要になります。原状復旧を考慮すると学校の利用は難しいと考
えます。原状復旧も考慮し、候補地の選定を検討する必要があります。

また、発災後に住民の方々が仮置き場以外にごみを排出し、道路わきにごみが散乱
してしまう、ということが他事例では見られています。このようなことを防ぐため、
家庭から発生する生活ごみを優先して収集し、順を追ってそれ以外のごみも収集して
いくなど収集の優先度を定めて行っていきたいと考えています。

【委員】

収集の優先度についてはぜひ市民の皆さんに発信していただきたいと思います。

【会長】

仮置場の運用については今後も調整が必要になると思われます。

【委員】

発災後には様々な場面で車両が利用されるので、車両の運用に係る協定も必要にな
るのではないのでしょうか。

【事務局】

車両に係る協定については、p16、17に記載している民間団体等との協定を結んでいます。今後も検討していきます。

【会長】

それではここまでご審議いただいた二つの素案について、いただいたご意見などを盛り込んだうえで、審議会としての答申とさせていただきたいと思います。最後に何かある方はいらっしゃいますでしょうか。

【委員】

繰り返しとなりますが、計画を策定して終わりではなく、その後どう実行していくかが重要となりますので宜しくお願い致します。

【事務局】

先ほどまでお話しした施設見学や出前講座を中心とし、市と市民が一体となり、目標達成に向けて努力していきます。

【会長】

ありがとうございます。それでは審議としては以上とさせていただきます。

(4) その他

【事務局】

今後のスケジュールについて説明。

12月1日に廃棄物減量等推進審議会から市長へ答申を行い、その後、両計画案のパブリックコメントを令和3年12月20日から令和4年1月21日まで実施する予定としております。

次回の審議会については、来年の2月半ばを目途に開催を予定しております。

4 閉会

【会長】

これにて第3回審議会を終了いたします。事務局から説明がありました通り、次回の審議会は、来年2月半ばを目途に考えています。本日は長時間にわたるご審議、お疲れ様でした。